小田原漁港交流促進施設条例に基づく申請に対する処分の審査基準及び不利益処分の 処分基準に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原漁港交流促進施設条例に基づく申請に対する処		
	分の審査基準及び不利益処分の処分基準		
政策等の案の公表の日	平成30年6月15日(金)		
意見提出期間	平成30年6月15日(金)から平成30年7月17		
	日(火)まで		
市民への周知方法	意見募集要項の配布 (市内公共施設、ホームページ)		

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数 (意見提出者数)		7件 (1人)
	インターネット	1 人
	ファクシミリ	0 人
	郵送	0 人
	直接持参	0 人
無効な意見提出		0 人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次の とおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	1
В	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
С	今後の検討のために参考とするもの	0
D その他(質問など)		6

〈市の考え方に関する前提〉

小田原漁港交流促進施設の管理運営は指定管理者が行うことから、市が定める審査 基準等を踏まえ、指定管理者により処分が行われます。このことを踏まえ、市の考え 方をお示しします。

〈具体的な内容〉

		1	
	意見の内容 (要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	標準処理期間の総日数1	D	標準処理期間の総日数における「休
	5日(休日は含まな		日」については、小田原市の休日を定
	い。)とは小田原市の休		める条例に規定する休日となります。
	日を定める条例に定める		
	休日を含まないものなの		
	か、それとも小田原漁港		
	交流促進施設条例に定め		
	る休館日を含まないもの		
	なのか。		
2	共通事項(1)のアイウ	D	本項は小田原漁港交流促進施設条例第
	エに該当すると認めると		8条第4項に基づき規定しています。
	きは、使用を許可しない		小田原漁港交流促進施設の管理運営は
	ことができるとあるが、		指定管理者が行うことから、施設の使
	アイウエに該当するよう		用許可等の管理権限を委任し、指定管
	な際には、許可しないこ		理者が行うことができるようこのよう
	とができる規定ではなく		に規定しております。
	許可してはならない規定		
	にしたほうがよい。		
3	共通事項 (2)ア (エ)	D	長期間の使用が想定される水産物等販
	において、指定暴力団の		売施設及び飲食物提供施設について
	構成員が使用するときと		は、警察への照会を予定しておりま
	あるが、申請があった際		す。短期間の使用が想定されるイベン
	には指定暴力団の構成員		ト広場や多目的室については、事務効
	であるか、警察等に照会		率化の観点から、申請の際提出される
	を行うということでよい		使用許可申請書等で判断していただく
	か。		予定です。

4	特記事項(1) エにおいて、各種税の滞納がないことととあるが、申請があった際には、税の滞納が無いか、市、県、国等に照会を行うということでよいか。	D	申請の際の添付書類として納税証明書等を求める予定です。
5	特記事項(2)の競願について、同日の朝と夕方にそれぞれ同日同場所の使用する申請が出された場合は、競願となるか。	D	水産物等飲食施設及び飲食物販売施設 については、一定の申請期間を設け、 その期間内に複数の申請があった場合 に競願として取り扱う予定です。
6	特記事項(2)の競願について、数日前に申請が出され、まだ許可を行っていない申請と同日同場所の使用の申請が出された場合は、競願となるか。	D	水産物等飲食施設及び飲食物販売施設 については、一定の申請期間を設け、 その期間内に複数の申請があった場合 に競願として取り扱う予定です。
7	施設の利用をするのに、 申請をしてから2~3週 間の処理期間がかかって しまうのは長いと感じる ので、数日から1週間程 度の処理期間とならない のか。	A	水産物等販売施設、飲食物提供施設及 びイベント広場については、申請書等 の審査や警察への照会(イベント広場 を除く。)、指定管理者と市との協 議・調整等に要する日数として15日 を想定しましたが、多目的室について は、即日等短期間での処理が想定され ますので、ご意見を踏まえ、標準処理 期間の欄内にて書き分けます。